

令和5年8月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後2時4分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	(欠席)
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

5. 会議に欠席した委員(2名)

6. 会議に出席した事務局職員(2名)

(総会開会)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

長い梅雨が明けましたが、梅雨の期間中から猛暑が続き、連日のように「熱中症アラート」が発表されるなど、大変厳しい暑さとなっております。また、台風シーズンとなってきましたので、委員の皆さんにおきましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは本日の総会は、議案4件、報告事項3件でございます。委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、16番委員、22番委員より欠席届が出ています。

よって、令和5年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番委員、6番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、4件についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、井上地内の田2筆と、上岩田地内の畑1筆、合計3筆です。3条による所有権移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、三沢地内の田1筆です。3条による所有権移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業を廃止し、譲受人は新規就農で売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に番号3は、議案書の1ページ・2ページにまたがりますが、三沢地内の田9筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農されるということです。

(位置図で場所の説明)

2ページの番号4は、大崎地内の畑2筆と、三沢地内の畑2筆、合計4筆です。3条による使用貸借権の設定となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業を廃止し、譲受人に経営移譲されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による4件の許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件のご説明をいたします。

番号1は、上西鯨坂地内の田1筆です。農業用施設の設置のため転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地ですので、原則として、農地転用は出来ないこととなりますが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定により、「農用地利用計画」で指定された用途に供する場合は例外的に許可されるとされています。

今回の申請は、この規定により、用途区分を「農業用施設用地」として指定した農地に「農業用施設」を設置するためのものですので、立地基準を満たすこととなります。

給水・汚水等は発生しませんが、雨水排水につきましては、南側に残る農地を経由して、更に南側の水路に排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。番号2は、大板井地内の畑2筆です。農家住宅建築のため転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、甘鉄大板井駅から概ね500メートル以内の区域内の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の状況から、既存集落に接続して新たに住宅を設定する集落接続となり、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

上・下水道は北側市道内の本管と接続します。また、雨水排水も、北側市道内側溝へ排水する計画です。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただきましたので、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を

慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。
なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に
進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対
する意見について、3件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書4ページをお願いします。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について、3件をご説明します。

番号1は、福童地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築する為、申
請があったものです。

(位置図で場所の説明)

西鉄端間駅から概ね500メートル以内の区域内の農地で、農地
区分は第2種農地に区分されます。周辺の状況から、既存集落に接続
して新たに住宅を設定する集落接続となり、例外規定に合致し立地
基準を満たすこととなります。

上・下水道は南側市道内の本管と接続します。また、雨水排水は、
北側の水路へ排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっ

ています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。番号2は、小郡地内及び福童地内の田4筆、畑1筆 合計5筆です。建築条件付き売買予定地として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、10ヘクタール未満の小集団区域内農地で、第2種農地に区分されます。

周辺の状況から、集落接続となり、例外規定に合致し立地基準を満たすこととなります。

上・下水道は西側及び南側の市道内の公共上・下水道管に接続し、西側及び南側のセットバック部分に新たに設ける側溝を経由して既存の水路へ排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。5ページをお願いします。

番号3は、八坂地内の田1筆の内一部分です。建築条件付き売買予定地として、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、申請地の西側市道内に上・下水管が埋設されており、申請地の500m圏内には『市立味坂小学校』・『味坂保育園』の2以上の教育施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

上・下水道は西側の市道内の公共上下水道管に接続し、雨水排水は申請地内に設ける新接道路内の側溝を経由して既存の側溝に排水する計画です。

また、周囲の境界にコンクリートブロックを設置することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題とします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、2件をご説明します。

番号1は、山隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるもの
です。

(位置図により場所の説明)

番号2は、光行地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構と売買されるもの
です。

(位置図により場所の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第
3分科会長よりご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について、所有権移転2件について、第3分科会で慎重に審
査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお
願いたします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案通り承認いたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の7ページをご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

番号1は、山隈地内の田2筆です。
売買のために、合意解約されたものです。

番号2は、上西鯉坂地内の田1筆です。
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、力武地内の畑1筆です。
戸建て住宅建築のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の9ページ、10ページをご覧ください。
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の

要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮（はか）りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和5年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和5年8月10日（木） 午後2時42分閉会